

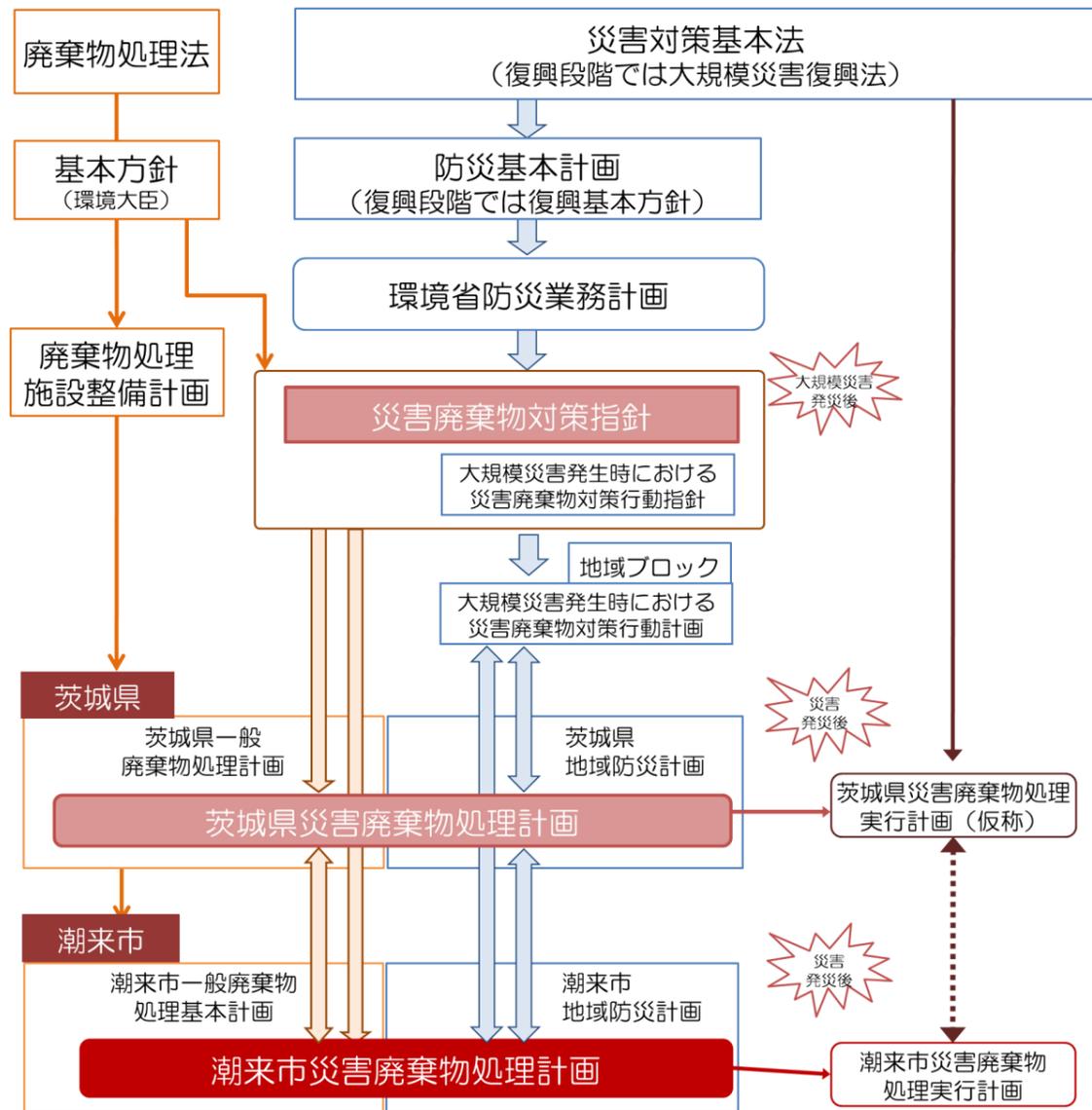
# 潮来市災害廃棄物処理計画【概要版】

## 1. 計画策定の背景・目的

近年、全国各地で自然災害が多発・激甚化しており、広範囲に膨大な災害廃棄物が発生しています。災害廃棄物処理について、事前に必要な事項・課題等を整理し、災害時における市民の生活環境の保全や公衆衛生面等を適切に対応しつつ、復旧・復興の妨げとなる廃棄物を円滑かつ迅速に処理することを目的として、「潮来市災害廃棄物処理計画」を策定いたしました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「茨城県災害廃棄物処理計画」、「潮来市地域防災計画」、「潮来市一般廃棄物処理計画」等との関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。



## 3. 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量：地震

想定：県南西部東側直下地震 深さ（47Km） マグニチュード（7.0） 震源地までの距離（22Km）

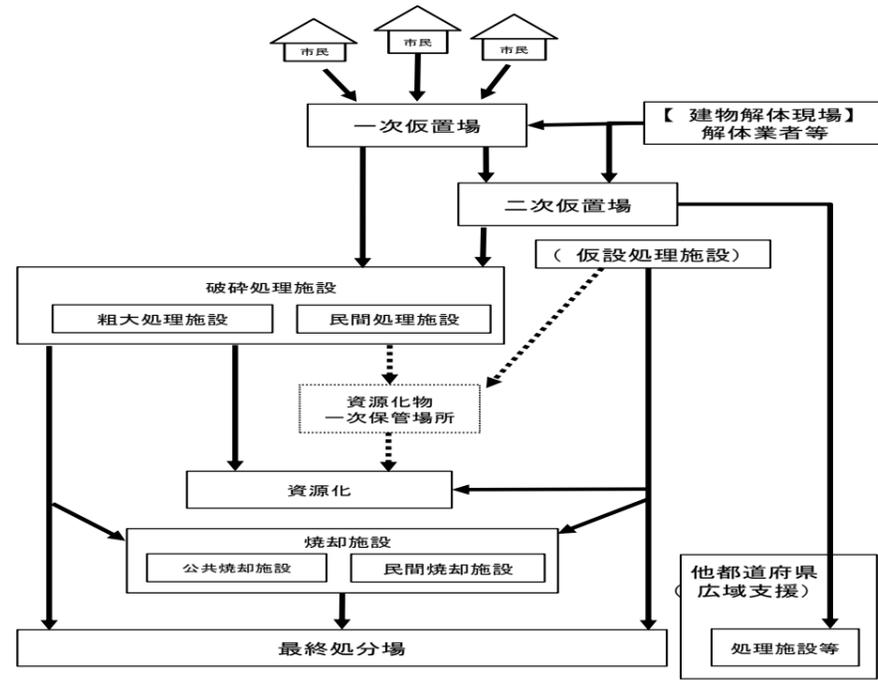
分類	区分・内訳	発生量
		県南西部東側直下地震
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン）	木くず（柱角材）	1,993
	コンクリートがら（瓦含む）	39,399
	金属くず	1,993
	可燃物	5,203
	不燃物	16,636
	腐敗性廃棄物（置）	113
	廃家電製品（家電4品目）	155
	その他処理困難な廃棄物等（石膏ボード）	965
※合計は、小数点以下も含んだ数量	合計	<b>66,461</b>
内) 片付けごみ（トン/年）	発災後1年間	9,970
内) 避難所ごみ（トン/日）	初動期	4.2
	応急対応期	33.7
内) し尿（kL/日）	初動期	21
	応急対応機	189

※水害については、常総市の関東・東北豪雨の災害廃棄物処理実績量を参考とした。(52,494トン)

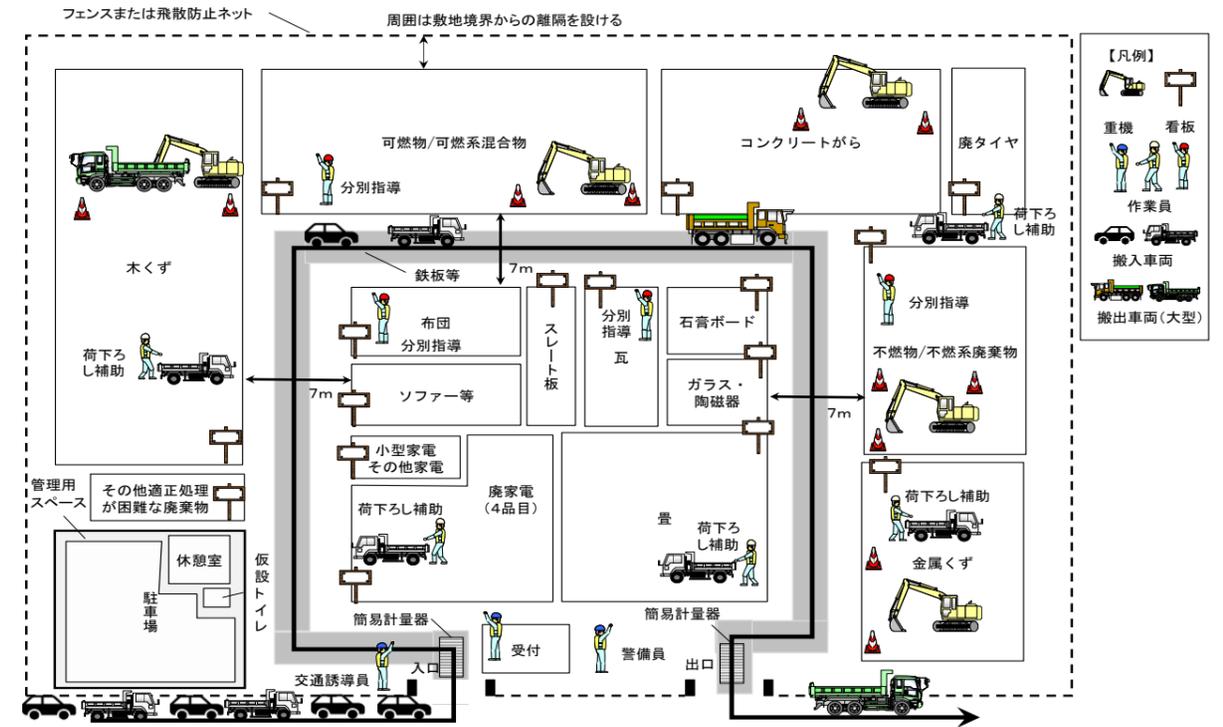
## 4. 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	市民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本市は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や市民、事業者、ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、市民や事業者、ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

## 5. 災害廃棄物処理の流れ（他：生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理があります。）

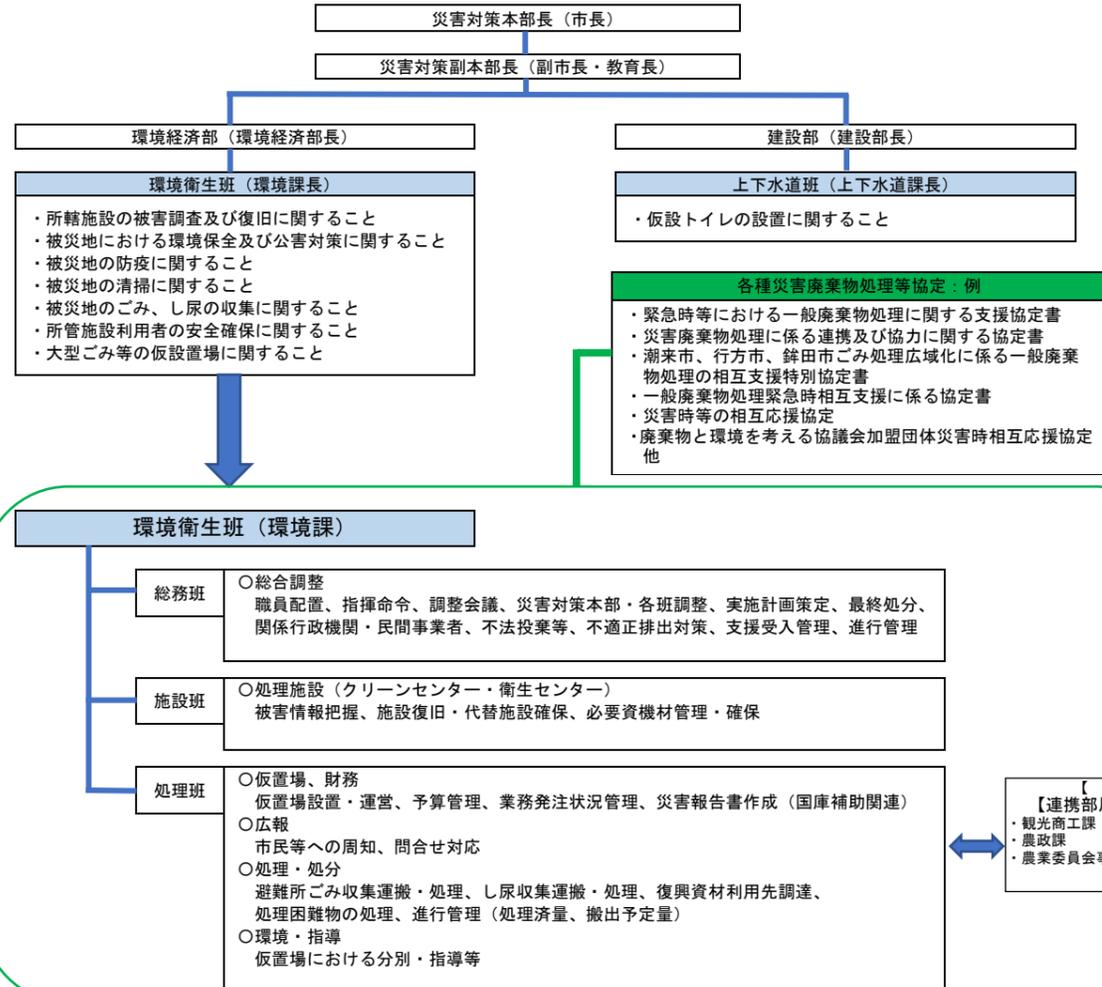


## 7. 一次仮置場の配置計画例



## 6. 災害廃棄物処理の組織体制

災害時は、本計画又は地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織を構築します。



## 8. 仮置場候補地

名称	所管	敷地面積	有効面積
クリーンセンター予備地	環境課	3.4 ha	2.9 ha
旧市営大生住宅跡地	財政課	1.0 ha	0.9 ha
前川運動公園（多目的広場）	都市建設課・生涯学習課	1.3 ha	1.1 ha

## 9. 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本市内で処理しきれない場合には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定します。